

令和6年度報酬改定に係るQ&A(障害者サービス)

NO	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	共通	食事提供体制加算	保健所等の管理栄養士等に献立を確認してもらう場合、どのように依頼を行えば良いか。	現状、保健所に対し国から詳細な情報が下りておらず、対応が定まっておられません。令和6年9月30日までは管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算算定可能ですので、当該経過措置によりご対応ください。
2	共通	食事提供体制加算	新たな要件が追加されたが、事業所にてどのような書類を残したほうがよいか。	①管理栄養士へ献立の確認を行ったことがわかる記録、 ②利用者ごとの摂食量（目視による方法により「完食」「全体の1/2」「全体の〇%」といった記載でも可）、 ③利用者ごとのBMI=体重(kg)÷身長(m) <sup>2</sup> を概ね6月に1回記録を行ってください
3	共通	生活介護の人員基準、就労継続支援B型の基本報酬等	生活介護の人員基準（必要な常勤換算0.75人や0.5人の場合）や、就労継続支援B型の基本報酬における工賃の計算方法が見直されたが、いつから適用となるのか。	昨年度実績に基づき、今年度報酬から適用となります。
4	生活介護	基本報酬の算定	個別支援計画に記載の時間よりも短い利用となった場合、個別支援計画の標準的な時間に基づき算定すればよいか。	留意事項通知において、「所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである」とされていますので、お見込みのとおりではあります。が、「なお、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。」とありますので実態との乖離が続くようであれば計画を見直し、区分も見直すようご注意ください。
5	共同生活援助	人員配置体制加算（共同生活援助）別紙5	人員配置体制加算（共同生活援助）別紙5の「人員配置体制確認表確認表」について、変形労働時間制をとっている場合はどのように入力すればよいか	現在国へ問い合わせ中ですが、明確な回答がありません。 暫定的な措置として、 「4週の合計」欄には、一か月の合計時間（168、176等）の4週換算（一か月の合計時間×（4週/月の日数）） 「週平均の勤務時間」欄には、一か月の合計時間×（一週間の日数/月の日数）を計算した値を入力してください。  （例） ・一か月の合計時間が176時間、一か月の日数が31日の場合、 「4週の合計」欄には、 176×28/31≒「158.96」 「週平均の勤務時間」欄には、 176×7/31≒「39.74」と入力。
6	共同生活援助	人員配置体制加算（共同生活援助）別紙5	人員配置体制加算（共同生活援助）別紙5の具体的作成方法を教えてください。	「入力マニュアル」を作成しましたので、ご確認ください。